

今週の活動から



11月7日(土)第46回厚木市社会福祉大会がシティプラザ8階で開催されました。入り口で障害者施設の物品が販売されていました。裂き織のバッグを購入。
(上:釘丸久子議員)

厚木市と韓国軍浦市(くんぽし)が友好都市になって10年。訪問団歓迎会で、韓国のチマチョゴリと日本の着物姿で記念撮影。後ろは白龍太鼓の皆さん。
(下:栗山香代子議員)



あなたの周りに気になる空家はありませんか?

【空家の種類】

- 2次住宅=別荘や、残業などで遅くなったとき寝泊りするための住宅
- 賃貸用住宅=賃貸のための住宅(新築・中古とも)
- 売却用住宅=売却のための住宅(新築・中古とも)
- その他の住宅=人が住んでいない住宅で、転勤・入院などで長期不在の住宅や建替え等のため不在の住宅

空家ってなに?

特定空家のガイドライン

国では「空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)」を平成27年2月26日から施行しました。(全部施行は5月26日)
空家法では市町村の責務が定められました。空家等対策計画、協議会の設置をすることになります。また、立ち入り調査や、空家の適切な管理の促進のために所有者に対して、情報の提供、指導・勧告・命令・代執行もできるようになります。

空家の種類は4つに分けられます。①2次住宅、②賃貸用住宅、③売却用住宅、④その他の住宅です。新築マンションでも、賃貸・売却前で入居していない場合は、すべて「空家」です。

全国の空家率は13.5%

、県は11.6%です。

厚木市は平成25年は13.6%と若干高い率になっています。統計上の空家の多くはしっかりと管理されています。

問題なのは「その他の住宅」の中の「特定空家」です。国は特定空家をガイドラインで次のように示しています。

①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる状態、
②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となる恐れのある状態、
③適正な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、
④その他周辺の生活環境の保全を図るため放置することが不適切である状態、

現在、厚木市が管理不全の空家として認識しているのは90戸ほどです。

議会や自治会で問題に

議会の一般質問や、市長と自治会長とのフリートークで「空家問題」が話題になりました。市は空家対策として、①危険な空家を指導でなくす取組み、

空家等対策の推進に関する特別措置法

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

②管理不全の空家を発生させない取組みなど、予防・啓発を進めています。

まずは実態調査をしよう、空家について自治会長アンケートを実施しています。また水道局のデータ(水の使用状況)も参考にして現地調査を行い、具体的な対策をとっていく方針です。

空家の管理のために、所有者に対してシルバー人材センターによる庭木の管理等の紹介を行っています。

空家バンク制度、県内でも導入
愛川町、横須賀・小田原市など

愛川町では空家台帳をつくり、空家バンク制度を創設しました。空家の環境保全と併せ、定住化促進を図るために、住宅を探している方に空き家情報を提供するものです。

先進自治体の取り組みを参考にしながら、安心・安全の厚木市を作る一環としての空家対策が求められています。

12月の法律相談

12月9日(水) 13時30分~

前日迄の連絡を!